

秋田市消防本部訓令第 2 号

消 防 本 部
消 防 署
消 防 職 員 一 般

秋田市消防救急業務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 7 月 21 日

秋田市消防長 佐 藤 良 和

秋田市消防救急業務規程の一部を改正する訓令

秋田市消防救急業務規程（昭和51年秋田市消防本部訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「第44条第 3 項各号」を「第44条第 5 項各号」に改める。

第 4 条第 1 項中「いう。）」の次に「又は救急課長」を加え、同条第 2 項中「署長」を「署長又は救急課長」に改める。

第 5 条の見出しを「（署長、救急課長および隊員の任務）」に改め、同条第 1 項中「署長」を「署長又は救急課長」に改める。

第 8 条中「第11条」を「第13条」に改める。

第18条第 1 項中「二類感染症」の次に「、新型インフルエンザ等感染症」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、検疫所、保健所からの協定等による依頼の場合は、この限りでない。

第19条第 1 項中「署長」の次に「、救急課長」を加える。

第23条第 2 項を削る。

第25条第 1 項中「救急活動記録票」の次に「もしくは電子データ」を加え、「署長」を「署長又は救急課長」に改め、同条第 3 項中「署長」を「署長又は救急課長」に改める。

第25条の2から第28条までの規定中「署長」を「署長又は救急課長」に改める。

第28条の2中「および署長」を「、署長および救急課長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。